

新型コロナウイルス感染症罹患報告書(出席停止)

学校保健安全法施行規則第19条第2項において、「新型コロナウイルス感染症の出席停止期間の基準は、発症した後5日を経過し、かつ症状が軽減した後1日を経過するまで」とされています。登校を再開する場合は、下記にご記入ください。

【保護者記入欄】(※ 下記3つともチェックが入る必要があります)

発症した翌日から5日を経過しました。

症状が始まった日： 月 日 (保護者記入)

*発症した日は、病院を受診した日ではなく症状が始まった日で、その日を0日と数えます。

翌日から5日経過し、6日目から登校可です。

症状が軽減した後1日を経過しました。

症状が軽減した日： 月 日 (保護者記入)

*症状が軽減した日を0日と数えます。翌日から1日経過し、2日目から登校可です。

薬局から発行される薬剤情報提供書(お薬の説明書)のコピーを添付しました。

上記3つの基準を満たし、集団生活に支障がない状態になりましたので、登校を再開します。

令和 年 月 日

学年 学科 番 生徒氏名 _____

保護者氏名 _____ 印 _____

【学級担任 記入欄】出席停止期間を確認のうえ、サインをお願いします。

早退日 なし・あり → 月 日()

欠席期間 月 日() ~ 月 日()

学級担任名 _____

※登校再開後、5日以内に提出してください。未提出の場合は欠席扱いとなります。

インフルエンザ罹患報告書(出席停止)

学校保健安全法施行規則第19条第2項において、「インフルエンザの出席停止期間の基準は、発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで」とされています。登校を再開する場合は、下記にご記入ください。

【保護者記入欄】(※ 下記3つともチェックが入る必要があります)

発症した翌日から5日を経過しました。

症状が始まった日： 月 日 (保護者記入)

*発症した日は、病院を受診した日ではなく症状が始まった日で、その日を0日と数えます。

翌日から5日経過し、6日目から登校可です。

热が下がった翌日から2日発热がありません。

热が下がった日： 月 日 (保護者記入)

*热が下がった日を0日と数えます。翌日から2日経過し、3日目から登校可です。

薬局から発行される薬剤情報提供書(お药の説明书)を添付しました。

上記3つの基準を満たし、集団生活に支障がない状態になりましたので、登校を再開します。

令和 年 月 日

学年 学科 番 生徒氏名 _____

保護者氏名 _____ 印 _____

【学級担任 記入欄】出席停止期間を確認のうえ、サインをお願いします。

早退日 なし・あり → 月 日()

欠席期間 月 日() ~ 月 日()

学級担任名 _____

※登校再開後、5日以内に提出してください。未提出の場合は欠席扱いとなります。